

副市長レビュー（春）調書

1 部局名 (課名)	上下水道部 (お客さまサービス課)	
2 協議事項 (案件名)	合併処理浄化槽の普及促進による汚水衛生処理率の向上について (見直しを含めた補助制度の継続)	
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域の水質汚濁を防止するため、汚濁負荷量の高い単独処理浄化槽から公共下水道への接続または合併処理浄化槽への設置替えを促進し、汚水衛生処理率の向上を図っているが、合併処理浄化槽設置基数の伸び悩みから、汚水衛生処理率の目標は未達成。 	
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none"> 現在の要綱の適用期間は令和2年度までのため、令和3年度以降の要綱を検討する必要がある。 補助金交付事業費の主要な財源である合併特例事業債、国土強靱化債及び過疎基金は令和2年度末をもって終了し、令和3年度以降は国交付金以外は全て一般財源となるため、令和3年度に向けての制度改正が必要。 令和2年度に改正された浄化槽法では、緊急性の高い単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換に関する措置や、汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域の指定（浄化槽処理促進区域）など、合併処理浄化槽への設置替えに重点をおいた内容が新たに創設されており、本市でもこれまで以上に設置替え促進に取り組む必要がある。 	
5-1 方向性の提案 (目指すべき姿)	<p>今後も下記の取組により合併処理浄化槽の普及促進を進めていく。</p> <p>【補助金制度の改正】 現在政令指定都市中2位の水準にある本市補助制度を支えてきた合併特例債などが令和2年度で終了するが、今後は代替財源として国交付金の新メニューである宅内配管工事費補助金なども有効活用しながら、限られた財源の中でより普及促進効果の高い補助制度を継続していく。</p> <p>【設置替え促進の取組】 過去の取組の中で普及促進策として最も効果があった戸別訪問は、今後も現行体制（6名3班体制）により進めていく。</p>	
5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項 (妥当性、必要性、有効性など)	<p>補助金額見直しを含めた補助制度継続の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> 国交付金を活用し設置替えを重点とした制度見直し 進捗が遅れている汚水衛生処理率の向上 	
6 結果	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 提案どおり進める <input type="checkbox"/> サマーレビューで審議 <input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/> その他 	<p>具体的内容</p>
7 その他		